

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月17日

(宛先)

川口市長 殿

提出者

住 所 埼玉県川口市西新井宿180

氏 名 川口市立医療センター

川口市病院事業管理者 大塚 正彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-287-2525

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	川口市立医療センター
事業場の所在地	埼玉県川口市西新井宿180
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

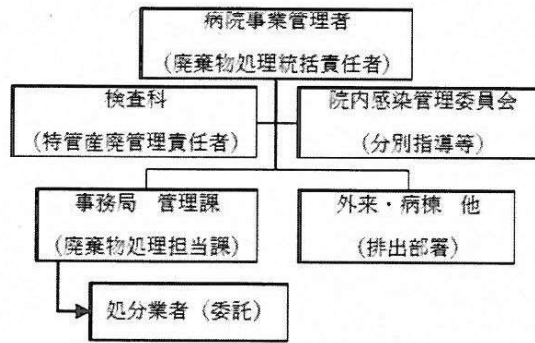
①事業の種類	P83 医療業
②事業の規模	539床
③従業員数	826人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>感染性廃棄物 → 別添【感染性廃棄物処理計画書 管理規程】のとおり</p> <p>引火性廃油 → 焼却(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)</p>

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



感染性廃棄物は、別添【感染性廃棄物処理計画書 管理規程】にて緊急時連絡先を定める。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻(ダイオキシン類)
	排出量	492 t	1.1 t	0.9 t
	(これまでに実施した取組)			
	・適正な分別の徹底、周知 ・ラウンドによる現地確認			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻(ダイオキシン類)
	排出量	467 t	1.0 t	0.8 t
	(今後実施する予定の取組)			
	・適正な分別の徹底、周知 ・ラウンドによる現地確認 ・リーフレット等の配布			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○注射器、針等の鋭利なもの ○血液等附着物、おむつ、シャーレ等固形及び泥状のもの ○バイオハザードマークによる分類、分別の実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○注射器、針等の鋭利なもの ○血液等附着物、おむつ、シャーレ等固形及び泥状のもの ○バイオハザードマークによる分類、分別の実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻（ダイオキシン類）
	全処理委託量	492 t	1.1 t	0.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.1 t	0 t
	再生利用者への処理委託量	74 t	0 t	0.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	418 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物は、東京都による「優良性基準適合認定制度」の認定を受けた業者に全量を委託。(処理業者にて熱回収及び再生利用処理を実施、熱回収約85%、その他再生利用約15%) ・引火性廃油は全量優良認定処理業者に委託。 				

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油	燃え殻（ダイオキシン類）
	全処理委託量	467 t	1.0 t	0.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	70 t	0 t	0.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	397 t	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物は、東京都による「優良性基準適合認定制度」の認定を受けた業者に全量を委託。(処理業者にて熱回収及び再生利用処理を実施、熱回収約85%、その他再生利用約15%) ・引火性廃油は全量優良認定処理業者に委託。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	492 t		
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現行ほぼすべての産業廃棄物に対し電子情報処理組織を使用しているため、特になし。</p>			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物処理計画書

管理規程

令和4年4月1日
川口市立医療センター

趣 旨

この管理規程は、院内感染防止及び適正な感染性廃棄物処理を行うため、川口市立医療センターから排出される感染性廃棄物で、排出後に人に感染症を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ、若しくは付着し、またはおそれがある廃棄物を感染性廃棄物に定義し、廃棄物処理法他関連法令を遵守し、適正な処理の実施を遂行するため、必要な事項を定める。

感染性廃棄物の形状の適用範囲

感染性廃棄物は、以下に掲げる廃棄物を適用範囲とする。

- (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）並びに血液製剤（以下「血液等」という。）の廃棄物
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（ホルマリン漬臓器を含む）
- (3) 血液等が付着した鋭利な廃棄物
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられた廃棄物
- (5) その他血液等が付着した廃棄物
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他法律に規定されている疾患等患者から発生した廃棄物またはこれらが付着し、若しくは付着のおそれがある廃棄物で各前号に該当しないもの。

感染性廃棄物の排出場所の範囲

- (1) 病棟
- (2) 外来
- (3) 手術室（中央材料室を含む）
- (4) 各集中治療室（ICU・CCU・NICU・GCU・ECCM）
- (5) 検査科
- (6) 放射線科
- (7) 救急外来
- (8) その他形状の適用範囲の廃棄物が発生した場所

感染症の種類範囲

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後排出されたもの
- (2) 感染症法の四類、五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等

感染性廃棄物の処理について

- (1) 感染性廃棄物の処理については、川口市立医療センター開院に伴い管理規程を作成し、平成6年5月1日からこれにしたがい処理するものとする。
- (2) 感染性医療廃棄物の管理責任者を検査科主任とする。
- (3) 管理責任者指揮下の管理担当部局は事務局管理課とする。

感染性医療廃棄物処理

厚労省通達による「医療廃棄物処理ガイドライン」及び環境省通達による「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」により、院内感染防止、生活環境汚染及び公衆衛生上の観点から感染症を生じさせるおそれのある医療廃棄物（感染性廃棄物）を別途分別・収集・処理することを定めたものである。従って医療機関は、従来の産業廃棄物及び一般事業系廃棄物から感染性廃棄物をそれぞれ分別収集し、処理することを義務付している。

当医療センターでは管理規程に添って実施とする。

各部門から排出された感染性廃棄物の運搬は、敷地内の感染性廃棄物保管まで業者に委託するが、廃棄物は指定容器に入れ完全に密封した状態で業者に引き渡すように徹底する。

また、その他収集運搬業者への委託処理分についても、同様とする。

1 感染性廃棄物の発生状況

①発生場所

発生場所	廃棄物の種類
病棟・外来等	注射器、針等鋭利なもの、おむつ、血液等付着物
検査科	注射器、針、輸血セット、血液、試験管、シャーレ、培地等

②排出量（令和3年度）

廃棄物の種類	排出量（年）	排出量（月平均）
危険物・刃類等	74,548 kg	6,212.3 kg
感染物	417,578 kg	34,798.2 kg
合計	492,126 kg	41,010.5 kg

(2) 分別及び梱包

感染性廃棄物容器は、①プラスチック容器（20ℓ）②プラスチック容器（36ℓ）

③プラスチック容器（50ℓ）④ダンボール箱（40ℓ）、⑤12L密閉タンク（トスロン）の4種類とする。

①～③プラスチック容器へは、鋭利なもの・泥状又は液状等なもの・金属・ガラス類等を入れる。

④ ダンボールには、その他感染廃棄物を入れる。

⑤ 密閉タンクは病理廃棄物専用とし、病理検査科より排出されるホルマリン漬臓器を含む臓器・組織・皮膚等を入れる。

プラスチック容器は各所に配置することとし、満杯になった場合には他に飛散しないよう蓋をしっかりと閉め、周囲をガムテープで止める。院内の収集は原則的に別紙院内清掃業者が行う。

(3) 表示

感染性廃棄物を収集する容器には、バイオハザードマークが表示されている。

プラスチック容器（国産生物的危険性マーク：黄）

・ ダンボール容器（国産生物学的危険性マーク：赤・橙）

(4) 収集・運搬方法

感染性廃棄物の院内収集は、院内清掃業務受注者が<定時>と各科<随時>で行い、感染性廃棄物保管庫に整理・整頓して保管する。

①病棟、外来各科等 → 感染廃棄物置場まで（院内清掃業務受注者）

②川口市立医療センター → 中間処理施設への収集運搬業者（別紙参照）

(5) 施設内細菌処理方法

検査科から排出された感染性廃棄物のうち手袋、各種採血管、コントロール血清、サンプルカップ、ディスポーザブル試験管、スポイト、キュベット、チップ、プレート、濾紙尿コップ、マウスピースはオートクレーブ滅菌の後、一般廃棄物として処理する。

血液、膿、穿刺液、胃液、関節液等は、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで1時間以上殺菌し処理する。

2 緊急時の連絡体制に関する事項

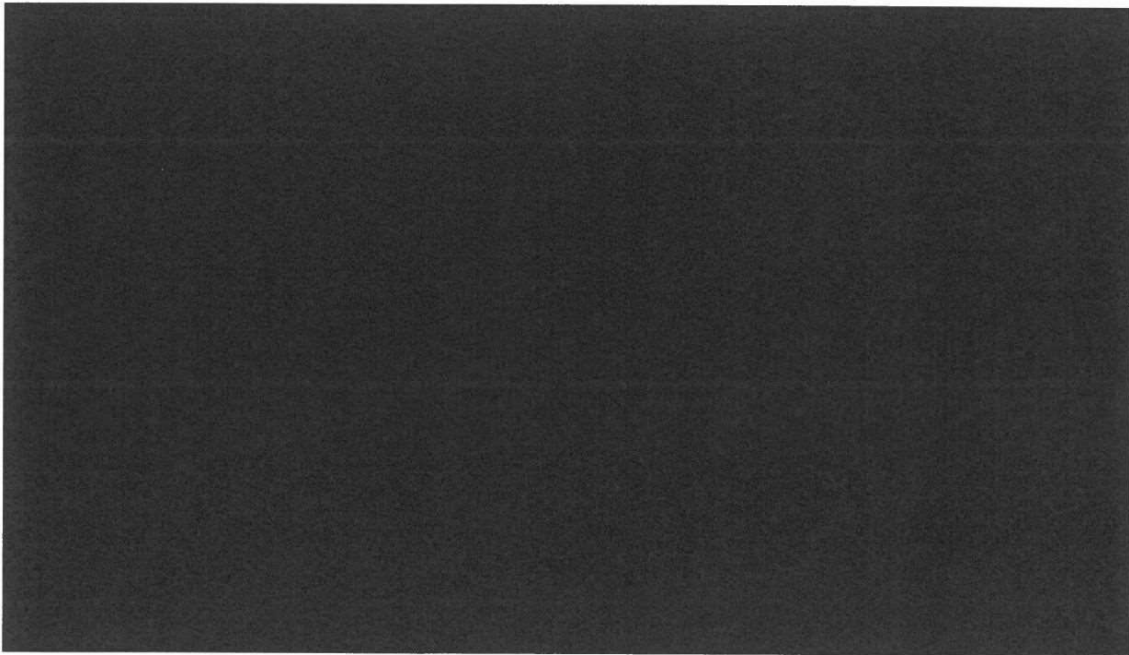
別紙に定める体制とする。

3 保管方法に関する事項

(1) 使用する密閉容器等の材質・寸法・色

	密 閉 容 器	ダンボール箱
材 質	プラスチック	紙 (ダブル構造)
寸 法	① 36 cm × 36 cm × 36 cm ② 30 cm × 30 cm × 30 cm ③ 43 cm × 30 cm × 55 cm ⑤ 28.5 cm × 26 cm	35 cm × 35 cm × 38 cm
色	白色 (フタ・白色)	茶色

(2) 保管場所略図



4 中間処理に関する事項

(1) 中間処理施設 (委託の場合)

ア

イ



(2) 中間処理の方法

ア

処理方法：焼却	焼却能力 130 t/日
焼却炉の方式	キルン・ストーカー方式炉
焼却温度	850℃

イ

処理方法：焼却	焼却能力 100 t/日 (50 t/日×2炉)
焼却炉の方式	キルン型焼却炉
焼却温度	800℃以上

5 保管方法に関する事項

実施要領

<注射器の取扱い>

- ① 針と注射筒を分ける
- ② 針はプラスチック容器に入れる
- ③ 注射筒は原則としてダンボール箱に入れる

<点滴・輸液セットの取扱い>

- ① 針先はプラスチック容器に入れる。
- ② チューブ類はダンボール箱に入れる。

【別紙】

2 緊急時の連絡体制に関する事項

